

伊 勢 市 公 報

第 100 号
平成 22 年 1 月 5 日
火 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	2
○ 伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例	4
○ 伊勢市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例	6
○ 伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例	11
規 則	
○ 伊勢市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	22
○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	24
○ 平成 18 年改正給与条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に関する規則等の一部を改正する規則	26
○ 平成 22 年 1 月から同年 3 月までの間に職員に支給する給料月額の特例に関する規則	38
病院事業管理規程	
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	41
告 示	
○ 地縁団体「古市連合自治会」の代表者変更に伴う告示について	57
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	58
○ 尾崎罌堂記念館の指定管理者の指定について	59
選挙管理委員会告示	
○ 選挙管理委員会関係	
・伊勢市選挙管理委員会委員長の選挙について	60
・伊勢市選挙管理委員会委員長職務代理者の指定について	61
上下水道告示	
○ 公共下水道事業受益者負担金の平成 22 年度賦課対象区域の決定について	62
公 告	
○ 農用地利用集積計画	63
○ 農用地利用集積計画	64
○ 伊勢市次世代育成支援行動計画（後期）（案）の公表について	65
○ 伊勢市ごみ処理基本計画（案）の公表について	68
○ 農用地利用集積計画	71

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を

改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 32 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

第 16 条中「第 45 条、第 46 条及び第 46 条の 2（船員である職員に関する部分に限る。）」を「第 45 条及び第 46 条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害について、補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 30 号）附則第 39 条の規定による保険給付であって、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定による補償に相当するものを受けける場合には、当該者には、同条例の規定による補償は行わない。

伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 33 号

伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例

伊勢市体育施設条例（平成 17 年伊勢市条例第 197 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表伊勢市あさま市民プールの項を削る。

別表中 3 の表を削り、4 の表を 3 の表とし、5 の表から 20 の表までを 1 表ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例をここに公

布する。

平成 21 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 34 号

伊勢市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市立学校施設の開放に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 200 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 1 進修小学校の部運動場の項の次に次のように加える。

プール	〃
-----	---

別表第 1 修道小学校の部運動場の項の次に次のように加える。

プール	〃
-----	---

別表第 1 有緝小学校の部運動場の項の次に次のように加える。

プール	〃
-----	---

別表第 1 早修小学校の部運動場の項の次に次のように加える。

プール	〃
-----	---

別表第 1 中島小学校の部運動場の項の次に次のように加える。

プール	〃
-----	---

別表第 1 明倫小学校の部運動場の項の次に次のように加える。

プール	〃
-----	---

別表第 1 厚生小学校の部運動場の項の次に次のように加える。

プール	伊勢市宮後 1 丁目 95 番 9
-----	-------------------

別表第 1 神社小学校の部運動場の項の次に次のように加える。

プール	〃
-----	---

別表第 1 大湊小学校の部運動場の項の次に次のように加える。

プール	〃
-----	---

別表第 1 浜郷小学校の部運動場の項の次に次のように加える。

プール	伊勢市黒瀬町 1897 番
-----	---------------

別表第 1 佐八小学校の部運動場の項の次に次のように加える。

プール	〃
-----	---

別表第1 宮山小学校の部運動場の項の次に次のように加える。

プール	伊勢市旭町 348 番
-----	-------------

別表第1 豊浜東小学校の部運動場の項の次に次のように加える。

プール	伊勢市東豊浜町 1471 番
-----	----------------

別表第1 豊浜西小学校の部運動場の項の次に次のように加える。

プール	伊勢市磯町 1857 番 1
-----	----------------

別表第1 北浜小学校の部運動場の項の次に次のように加える。

プール	〃
-----	---

別表第1 東大淀小学校の部運動場の項の次に次のように加える。

プール	〃
-----	---

別表第1 城田小学校の部運動場の項の次に次のように加える。

プール	〃
-----	---

別表第1 四郷小学校の部運動場の項の次に次のように加える。

プール	〃
-----	---

別表第1 上野小学校の部運動場の項の次に次のように加える。

プール	〃
-----	---

別表第1 今一色小学校の部運動場の項の次に次のように加える。

プール	〃
-----	---

別表第1 御薊小学校の部運動場の項の次に次のように加える。

プール	〃
-----	---

別表第1 倉田山中学校の部運動場の項の次に次のように加える。

プール	〃
-----	---

別表第1 宮川中学校の部運動場の項の次に次のように加える。

プール	〃
-----	---

別表第 1 港中学校の部運動場の項の次に次のように加える。

プール	〃
-----	---

別表第 1 豊浜中学校の部運動場の項の次に次のように加える。

プール	〃
-----	---

別表第 1 北浜中学校の部運動場の項の次に次のように加える。

プール	〃
-----	---

別表第 1 城田中学校の部運動場の項の次に次のように加える。

プール	〃
-----	---

別表第 1 沼木中学校の部運動場の項の次に次のように加える。

プール	〃
-----	---

別表第 3 中 1 の表を次のように改める。

1 照明使用料

学校名	施設	全面使用の場合	片面使用の場合
小俣小学校、明野小学校、御菌小学校、倉田山中学校、五十鈴中学校、厚生中学校、宮川中学校、港中学校、二見中学校、小俣中学校及び御菌中学校	体育館	1,000 円 (2 時間単位)	500 円 (2 時間単位)
上記以外の小学校及び中学校		500 円 (2 時間単位)	—

宮川中学校、小俣中学校及び二見中学校	運動場	1,000 円 (1 時間単位)	—
御菌小学校		500 円 (1 時間単位)	
小俣中学校及び御菌中学校	テニスコート	300 円 (1 時間単位)	—

備考

御菌小学校体育館のミーティングルームの照明使用料は 300 円
(2 時間単位) とする。

別表第 3 中 2 の表及び 3 の表を削り、4 の表を 2 の表とし、5 の表を削る。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 35 号

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 伊勢市職員給与条例（平成 17 年伊勢市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項各号列記以外の部分中「次に掲げる職員」を「自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額 1 万 2,000 円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。)」に改め、同項第 1 号及び第 2 号を削る。

第 12 条第 2 項各号列記以外の部分中「掲げる額」を「掲げる額(その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額」に改め、同項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 月額 2 万 3,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 1 万 2,000 円を控除した額
- (2) 月額 2 万 3,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 2 万 3,000 円を控除した額の 2 分の 1 (その控除した額の 2 分の 1 が 1 万 6,000 円を超えるときは、1 万 6,000 円)を 1 万 1,000 円に加算した額

別表を次のように改める。

別表 一般職給料表（第 3 条関係）

職 員	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級

の 区 分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,600
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	379,200
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,800
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	384,400
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	387,000
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,700
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	392,400
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	395,100
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,700
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	400,000
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	402,400
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,800
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,700	407,100	

18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,700	409,200
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,700	411,300
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,700	413,400
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,800	415,500
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,700	417,500
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,700	419,500
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,700	421,500
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,700	371,800	423,600
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,700	373,800	425,200
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,700	375,800	426,800
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,700	377,800	428,400
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,600	379,800	430,100
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,500	381,700	431,400
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,400	383,600	432,700
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,300	385,500	434,000
33	185,800	242,100	282,700	328,600	357,200	387,300	435,300
34	187,300	243,600	284,600	330,600	359,000	389,000	436,600
35	188,800	245,100	286,500	332,700	360,800	390,700	437,900
36	190,300	246,700	288,400	334,800	362,600	392,400	439,100
37	191,600	248,000	290,100	336,700	364,500	394,100	440,400
38	192,900	249,600	291,900	338,700	365,900	395,300	441,300

39	194,200	251,200	293,700	340,700	367,400	396,500	442,200
40	195,500	252,800	295,500	342,700	368,900	397,700	443,100
41	196,900	254,200	297,400	344,600	370,400	398,900	443,900
42	198,200	255,600	299,100	346,500	371,600	400,100	444,700
43	199,500	257,000	300,800	348,400	372,800	401,300	445,500
44	200,800	258,400	302,500	350,300	374,000	402,500	446,300
45	202,000	259,700	304,200	352,200	375,000	403,500	447,100
46	203,300	261,100	305,900	353,800	375,900	404,200	447,900
47	204,600	262,500	307,600	355,400	376,800	404,900	448,700
48	205,900	263,900	309,300	357,000	377,700	405,600	449,500
49	207,100	265,200	310,800	358,700	378,700	406,400	450,100
50	208,200	266,400	312,400	359,900	379,500	407,100	450,900
51	209,300	267,700	314,000	361,100	380,300	407,800	451,700
52	210,400	269,000	315,600	362,300	381,100	408,500	452,500
53	211,600	270,100	317,300	363,300	382,000	409,300	453,100
54	212,600	271,400	318,900	364,400	382,700	410,000	453,900
55	213,600	272,700	320,500	365,400	383,400	410,700	454,700
56	214,600	274,000	322,100	366,500	384,100	411,400	455,500
57	215,400	275,200	323,600	367,400	384,800	412,100	456,100
58	216,400	276,300	324,800	368,100	385,500	412,800	456,900
59	217,300	277,400	326,000	368,800	386,200	413,500	457,700

60	218,300	278,500	327,200	369,500	386,900	414,200	458,500
61	219,200	279,700	328,300	370,100	387,400	414,800	459,100
62	220,200	280,700	329,300	370,800	388,100	415,500	
63	221,200	281,700	330,200	371,500	388,800	416,200	
64	222,200	282,700	331,200	372,200	389,500	416,900	
65	223,000	283,700	332,100	372,700	390,000	417,400	
66	224,000	284,600	332,900	373,400	390,700	418,000	
67	225,000	285,500	333,700	374,100	391,400	418,700	
68	226,100	286,400	334,500	374,800	392,100	419,400	
69	226,900	287,400	335,400	375,300	392,600	419,900	
70	227,700	288,200	336,100	376,000	393,300	420,600	
71	228,500	289,000	336,800	376,700	394,000	421,300	
72	229,300	289,800	337,500	377,400	394,700	422,000	
73	230,100	290,600	338,000	377,900	395,200	422,500	
74	230,800	291,100	338,600	378,600	395,900	423,200	
75	231,500	291,600	339,200	379,300	396,600	423,900	
76	232,200	292,100	339,800	380,000	397,300	424,600	
77	233,000	292,500	340,200	380,500	397,800	425,100	
78	233,800	292,900	340,700	381,100	398,500		
79	234,600	293,300	341,200	381,700	399,200		
80	235,400	293,700	341,700	382,300	399,900		

81	236,100	294,000	342,200	383,000	400,400
----	---------	---------	---------	---------	---------

82	236,800	294,400	342,700	383,600	401,100
83	237,500	294,800	343,200	384,200	401,800
84	238,200	295,200	343,700	384,800	402,500
85	239,000	295,500	344,200	385,500	403,000
86	239,700	295,900	344,700	386,100	
87	240,400	296,300	345,200	386,700	
88	241,100	296,700	345,700	387,300	
89	241,900	297,000	346,100	388,000	
90	242,400	297,400	346,600	388,600	
91	242,900	297,800	347,100	389,200	
92	243,400	298,200	347,600	389,800	
93	243,700	298,400	347,900	390,500	
94		298,800	348,400		
95		299,200	348,900		
96		299,600	349,400		
97		299,800	349,700		
98		300,200	350,200		
99		300,600	350,700		

100	301,000	351,200			
101	301,200	351,500			
102	301,600	351,900			
103	302,000	352,300			
104	302,400	352,700			
105	302,600	353,200			
106	303,000	353,600			
107	303,400	354,000			
108	303,800	354,400			
109	304,000	354,900			
110	304,400	355,300			
111	304,800	355,700			
112	305,200	356,100			
113	305,400	356,600			
114	305,800				
115	306,200				
116	306,600				
117	306,800				
118	307,100				
119	307,400				
120	307,700				

	121		308,100					
	122		308,400					
	123		308,700					
	124		309,000					
	125		309,400					
再 任 用 職 員		186,500	214,200	258,600	278,900	294,500	320,600	363,600

附則に次の 2 項を加える。

(平成 22 年 1 月から同年 3 月までの間に支給する給料月額の特例)

- 10 平成 22 年 1 月から同年 3 月までの間に支給する職員(職員であって、平成 21 年 4 月 1 日に適用される給料表並びにその職務の級及び号給が、それぞれ次の表の給料表の欄、職務の級の欄及び号給の欄に掲げるものである職員その他規則で定める職員以外の職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、別表に規定する一般職給料表による給料月額又は伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例(平成 21 年伊勢市条例第 35 号)第 4 条の規定による改正後の伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例(平成 18 年伊勢市条例第 43 号)附則第 7 項の規定による給料月額にかかわらず、それぞれの規定による給料月額からその 100 分の 1 に相当する額(その額に 1 円未満の端数を生じたときにはこれを切り捨てた額とする。)を減じた額とする。ただし、職員のうち市長において権衡上必要があると認めるものにつ

いては、それぞれの規定による給料月額から市長が別に定める率による額を減じた額とする。

給料表	職務の級	号給
一般職給料表	1 級	1 号給から 56 号給
	2 級	1 号給から 24 号給
	3 級	1 号給から 8 号給

11 前項に規定するもののほか、平成 22 年 1 月から同年 3 月までの間に支給する職員の給料月額の特例に関し必要な事項は、規則で定める。
(伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 169 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条各号列記以外の部分中「次に掲げる職員」を「自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額 1 万 2,000 円を超える家賃(使用料を含む。)を支払っている職員(別に管理者が定める職員を除く。)」に改め、同条第 1 号及び第 2 号を削る。

(伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 124 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条各号列記以外の部分中「次に掲げる職員」を「自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額 1 万 2,000 円を超える家賃(使用料を含む。)を支払っている職員(管理者が定める職員を除く。)」に改め、同条第 1 号及び第 2 号を削る。

(伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 4 条 伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成 18 年伊勢市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「給料月額に」を「給料月額（当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときにはこれを切り捨てた額とする。）に」に改め、「職員（」を「もの（」に改める。

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

伊勢市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行期日

を定める規則をここに公布する。

平成 21 年 12 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 36 号

伊勢市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行
期日を定める規則

伊勢市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（平成 21
年伊勢市条例第 29 号）の施行期日は、平成 21 年 12 月 22 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 37 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(5) 船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 1 条に規定する船員である者

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第 24 条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した事故に起因する通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員について適用し、施行日前に発生した事故に起因する通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員については、なお従前の例による。

平成 18 年改正給与条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に

関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 38 号

平成 18 年改正給与条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に関する規則等の一部を改正する規則

(平成 18 年改正給与条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に関する規則の一部改正)

第 1 条 平成 18 年改正給与条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に関する規則（平成 18 年伊勢市規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

(7) 切替日以降に平成 18 年改正給与条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料を支給される職員でなくなった職員

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「なるもの」の次に「(前条第 7 号に掲げる職員を除く。)」を加え、同項第 1 号中「相当する額」を「相当する額（伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例(平成 21 年伊勢市条例第 35 号)の施行の日(以下この項及び次条第 1 項において「基準日」という。)において伊勢市職員給与条例(平成 17 年伊勢市条例第 42 号)附則第 10 項に規定する職員(以下この項及び次条第 1 項において「減額改定対象職員」という。)である者にあつては、当該給料月額に相当する額に 100 分の 99.76 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)）」に改め、同項第 2 号中「相当する額」を「相当する額（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に 100 分の 99.76 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)）」に改め、同項第 3 号ア中「相当する額」を「相当する額（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に 100 分の 99.76 を乗じて得た額)）」に改め、同号イ中「給料月額」を「給料月額に

相当する額（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に 100 分の 99.76 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））」に改め、同項第 4 号中「応じた額」の次に「に 100 分の 99.76 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、「当該額」を「当該応じた額に 100 分の 99.76 を乗じて得た額」に改める。

第 5 条第 1 項中「、市長の定める額」を「市長の定める額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては、当該給料月額に相当する額に 100 分の 99.76 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」に改め、「なるもの」の次に「(第 3 条第 7 号に掲げる職員及び切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。）」を加える。

（伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正）

第 2 条 伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成 18 年伊勢市規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 4 条関係）

技能労務職給料表

職 員 の	職務の					
	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級

区分	給号	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
	2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
	3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
	4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
	5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
	6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
	7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
	8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
	9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
	10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
	11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
	12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
	13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
	14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
	15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
	16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
	17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
	18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600

19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,500
22	143,100	200,000	225,400	273,100	316,000
23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,500
24	145,500	202,400	228,600	275,300	319,000
25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,600
26	148,200	204,900	231,800	277,500	322,100
27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,600
28	151,200	207,500	234,800	279,700	325,100
29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,700
30	154,100	210,100	237,600	281,900	328,000
31	155,600	211,400	239,000	283,000	329,300
32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,500
33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,800
34	160,400	215,000	243,100	286,100	333,100
35	162,200	216,300	244,500	287,200	334,400
36	164,000	217,700	245,900	288,300	335,700
37	165,800	218,800	247,200	289,200	337,000
38	167,500	220,100	248,600	290,200	338,300
39	169,200	221,400	250,000	291,200	339,600

40	170,900	222,700	251,400	292,200	340,900
41	172,500	223,800	252,600	293,100	342,100
42	173,900	225,000	253,900	294,100	343,300
43	175,300	226,200	255,200	295,100	344,500
44	176,700	227,400	256,500	296,100	345,700
45	178,200	228,600	257,600	296,900	346,800
46	179,600	229,800	258,800	297,800	347,900
47	181,000	231,000	260,000	298,700	349,000
48	182,400	232,200	261,200	299,600	350,100
49	183,700	233,400	262,500	300,500	351,300
50	184,900	234,600	263,700	301,400	352,300
51	186,100	235,800	264,900	302,300	353,300
52	187,300	237,000	266,000	303,200	354,300
53	188,400	238,200	267,100	304,000	355,300
54	189,500	239,200	268,300	304,800	356,200
55	190,600	240,200	269,500	305,600	357,100
56	191,700	241,200	270,700	306,400	358,000
57	192,800	242,300	271,700	307,200	358,900
58	193,900	243,300	272,800	308,000	359,800
59	195,000	244,300	273,900	308,800	360,700
60	196,100	245,300	275,000	309,600	361,600

61	197,200	246,300	276,100	310,200	362,500
62	198,100	247,200	277,200	310,900	363,400
63	199,000	248,100	278,300	311,600	364,300
64	199,900	249,000	279,400	312,300	365,200
65	200,600	250,000	280,500	313,000	365,800
66	201,400	250,800	281,400	313,600	366,400
67	202,200	251,600	282,300	314,200	367,000
68	203,000	252,400	283,200	314,800	367,600
69	203,600	253,200	284,100	315,500	368,100
70	204,200	253,800	284,900	316,000	
71	204,700	254,400	285,700	316,500	
72	205,300	255,000	286,500	317,000	
73	205,900	255,500	287,400	317,300	
74	206,600	256,000	288,200	317,800	
75	207,300	256,500	289,000	318,300	
76	208,100	257,000	289,800	318,800	
77	208,500	257,600	290,600	319,100	
78	209,200	258,100	291,200	319,500	
79	209,900	258,600	291,800	319,900	
80	210,600	259,100	292,400	320,300	

81	211,300	259,500	292,900	320,800
82	212,000	259,800	293,500	321,200
83	212,700	260,100	294,100	321,600
84	213,400	260,400	294,700	322,000
85	214,100	260,800	295,200	322,400
86	214,800	261,200	295,800	322,800
87	215,500	261,600	296,400	323,200
88	216,200	262,000	297,000	323,600
89	216,800	262,200	297,400	323,900
90	217,400	262,600	297,900	324,300
91	218,000	263,000	298,400	324,700
92	218,600	263,400	298,900	325,100
93	219,100	263,800	299,400	325,400
94	219,600	264,200	299,900	325,800
95	220,100	264,600	300,400	326,200
96	220,600	265,000	300,900	326,600
97	221,200	265,200	301,300	326,900
98	221,700	265,500	301,800	327,300
99	222,200	265,700	302,300	327,700
100	222,700	266,000	302,800	328,100
101	223,300	266,400	303,200	328,400

102	223,900	266,700	303,600
103	224,500	267,000	304,000
104	225,100	267,300	304,400
105	225,500	267,600	304,800
106	226,000	267,900	305,200
107	226,500	268,200	305,600
108	227,000	268,500	306,000
109	227,400	268,800	306,400
110	227,900	269,100	306,800
111	228,400	269,400	307,200
112	228,900	269,700	307,600
113	229,400	270,000	307,900
114	229,900	270,300	308,300
115	230,400	270,600	308,700
116	230,900	270,900	309,100
117	231,300	271,200	309,400
118	231,700	271,500	309,800
119	232,100	271,800	310,200
120	232,500	272,100	310,600
121	232,900	272,300	310,900
122		272,600	311,300

	123		272,900	311,700		
	124		273,200	312,100		
	125		273,300	312,300		
	126		273,600	312,700		
	127		273,900	313,100		
	128		274,200	313,500		
	129		274,300	313,700		
	130		274,600	314,100		
	131		274,900	314,500		
	132		275,200	314,900		
	133		275,300	315,100		
	134		275,600			
	135		275,900			
	136		276,200			
	137		276,300			
再 任 用 職 員		192,400	203,800	226,000	247,300	279,200

(伊勢市職員の住居手当に関する規則の一部改正)

第3条 伊勢市職員の住居手当に関する規則 (平成17年伊勢市規則第30)

号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「条例第12条第1項第1号」を「条例第12条第1項」に改め、同項第2号中「配偶者(」を「職員の扶養親族たる者(条例第10条に規定する扶養親族で、条例第11条第1項の規定による届出がされているものに限る。以下この号において同じ。))が所有する住宅及び職員の配偶者(」に改め、「含む。以下」の次に「この号において」を加え、「(条例第10条に規定する扶養親族で、条例第11条第1項の規定による届出がされているものに限る。以下同じ。))」及び「及び次条第2号に掲げる住宅」を削る。

第3条から第5条までを削る。

第6条第1項中「実情、住宅の所有関係等」を「実情」に、「家賃の額、住宅の所有関係等に」を「家賃の額等に」に改め、同条を第3条とする。

第7条を第4条とする。

第8条中「第6条第1項」を「第3条第1項」に改め、同条を第5条とする。

第9条第1項中「第6条第1項」を「第3条第1項」に改め、同条第2項中「、又は、職員が条例第12条第2項第2号に規定する場合に係る住居手当を受けている場合において同号に規定する当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過したとき」を削り、「それぞれの事実」を「その事実」に改め、「又は5年を経過した日」を削り、「それらの日」を「その日」に改め、同条を第6条とする。

第10条を第7条とし、第11条を第8条とする。

別記様式を次のように改める。

(伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第4条 伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(平成17年伊勢市規則第37号)の一部を次のように改正する。

第19条第1号中「100分の150」を「100分の140」に改める。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

別記様式(第3条関係)

住 居 届 (年 月 日提出)

(あて先) (任命権者)	所属					
	職名					
	氏名	主な届出の理由 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/>支給要件の喪失 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/>その他 <input type="checkbox"/> 契約関係の変更 () (契約の更新を含む。) <input type="checkbox"/> 家賃の額の改定 上記事実の発生日 年 月 日				
職員の住居手当に関する規則第3条の規定に基づき、居住の実情、住宅の所有関係等を届けます(契約書等証明書類 通添付)						
借家・借間 (給与条例第十二条第一項)	契 約 年 月 日	年 月 日	契 約 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
	住 宅 の 所 在 地					
	住 宅 の 種 類	<input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 借間 <input type="checkbox"/> まかない付下宿		住居への入居日	年 月 日	
	住 宅 の 所 有 者	続柄 ()	住所			
	住 宅 の 貸 主	続柄 ()	住所			
	住宅の名義上の借主	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 氏名 () <input type="checkbox"/> 共同名義人が <input type="checkbox"/> いない 氏名 () <input type="checkbox"/> いる 続柄 ()				
	家 賃 等	月額 円 (年 月 日から)	左記家賃等には <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている(光熱費込みの下宿代) <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている(まかない付下宿代)			
認 定 欄	上記のとおり <input type="checkbox"/> 確認する <input type="checkbox"/> 確認し、規則第5条に規定する家賃の額に相当する額は 円であると算定する。					
	年 月 日 職名 氏名	取 扱 者 印				

記入上の注意

- 1 「主な届出の理由」欄には、住居届の主な理由の一つについてレ印を付するものとする。
- 2 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等は含まないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合(例：光熱費込みの下宿代)又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合(例：まかない付下宿代)で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額(光熱費込みの下宿代又はまかない付下宿代)を記入して差し支えない。なお、この場合には該当するものにレ印を付するものとする。

平成 22 年 1 月から同年 3 月までの間に職員に支給する給料月額の特例

に関する規則をここに公布する。

平成 21 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 39 号

平成 22 年 1 月から同年 3 月までの間に職員に支給する給料月額の特例に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、平成 22 年 1 月から同年 3 月までの間に職員に支給する給料月額の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用除外職員)

第 2 条 伊勢市職員給与条例(平成 17 年伊勢市条例第 42 号。以下「給与条例」という。) 附則第 10 項に規定する規則で定める職員は、平成 21 年 4 月 1 日に適用される給料表並びにその職務の級及び号給が、それぞれ次の表の給料表の欄、職務の級の欄及び号給の欄に掲げるものをいう。

給料表	職務の級	号給
伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則 (平成 18 年伊勢市規則第 24 号) 第 4 条に規定する技能労務職給料表	1 級	1 号給から 68 号給まで
	2 級	1 号給から 32 号給まで

(手当等の額の算出の基礎となる給料等の月額)

第 3 条 給与条例第 35 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額については、給与条例附則第 10 項の規定による減額後の額とする。ただし、伊勢市職員退職手当支給条例(平成 17 年伊勢市条例第 46 号)の規定により支給する退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額については、給与条例別表の規定による額とする。

(端数計算)

第 4 条 給与条例附則第 10 項の規定による額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額を給料の月額とする。

附 則

この規則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように

定める。

平成 21 年 12 月 28 日

伊勢市病院事業管理者 間 島 雄 一

伊勢市病院事業管理規程第3号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規（伊勢市病院事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「次条第2号」を「次条第2号及び第3号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次条第3号の給料表の適用を受ける職員については、次の各号に掲げる規定について適用を除外する。

- (1) 給与条例附則第10項
- (2) 伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成18年伊勢市第43号）附則第7項中の「当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額」を給料月額とする規定

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

病院企業一般職給料表

職員 の 区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000

5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,600
6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	379,200
7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,800
8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	384,400
9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	387,000
10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,700
11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	392,400
12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	395,100
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,700
14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	400,000
15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	402,400
16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,800
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,700	407,100
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,700	409,200
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,700	411,300
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,700	413,400
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,800	415,500
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,700	417,500
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,700	419,500
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,700	421,500

25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,700	371,800	423,600
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,700	373,800	425,200
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,700	375,800	426,800
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,700	377,800	428,400
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,600	379,800	430,100
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,500	381,700	431,400
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,400	383,600	432,700
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,300	385,500	434,000
33	185,800	242,100	282,700	328,600	357,200	387,300	435,300
34	187,300	243,600	284,600	330,600	359,000	389,000	436,600
35	188,800	245,100	286,500	332,700	360,800	390,700	437,900
36	190,300	246,700	288,400	334,800	362,600	392,400	439,100
37	191,600	248,000	290,100	336,700	364,500	394,100	440,400
38	192,900	249,600	291,900	338,700	365,900	395,300	441,300
39	194,200	251,200	293,700	340,700	367,400	396,500	442,200
40	195,500	252,800	295,500	342,700	368,900	397,700	443,100
41	196,900	254,200	297,400	344,600	370,400	398,900	443,900
42	198,200	255,600	299,100	346,500	371,600	400,100	444,700
43	199,500	257,000	300,800	348,400	372,800	401,300	445,500
44	200,800	258,400	302,500	350,300	374,000	402,500	446,300
45	202,000	259,700	304,200	352,200	375,000	403,500	447,100

	46	203,300	261,100	305,900	353,800	375,900	404,200	447,900
	47	204,600	262,500	307,600	355,400	376,800	404,900	448,700
	48	205,900	263,900	309,300	357,000	377,700	405,600	449,500
	49	207,100	265,200	310,800	358,700	378,700	406,400	450,100
	50	208,200	266,400	312,400	359,900	379,500	407,100	450,900
	51	209,300	267,700	314,000	361,100	380,300	407,800	451,700
	52	210,400	269,000	315,600	362,300	381,100	408,500	452,500
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	53	211,600	270,100	317,300	363,300	382,000	409,300	453,100
	54	212,600	271,400	318,900	364,400	382,700	410,000	453,900
	55	213,600	272,700	320,500	365,400	383,400	410,700	454,700
	56	214,600	274,000	322,100	366,500	384,100	411,400	455,500
	57	215,400	275,200	323,600	367,400	384,800	412,100	456,100
	58	216,400	276,300	324,800	368,100	385,500	412,800	456,900
	59	217,300	277,400	326,000	368,800	386,200	413,500	457,700
	60	218,300	278,500	327,200	369,500	386,900	414,200	458,500
	61	219,200	279,700	328,300	370,100	387,400	414,800	459,100
	62	220,200	280,700	329,300	370,800	388,100	415,500	
	63	221,200	281,700	330,200	371,500	388,800	416,200	
	64	222,200	282,700	331,200	372,200	389,500	416,900	
	65	223,000	283,700	332,100	372,700	390,000	417,400	
	66	224,000	284,600	332,900	373,400	390,700	418,000	

67	225,000	285,500	333,700	374,100	391,400	418,700
68	226,100	286,400	334,500	374,800	392,100	419,400
69	226,900	287,400	335,400	375,300	392,600	419,900
70	227,700	288,200	336,100	376,000	393,300	420,600
71	228,500	289,000	336,800	376,700	394,000	421,300
72	229,300	289,800	337,500	377,400	394,700	422,000
73	230,100	290,600	338,000	377,900	395,200	422,500
74	230,800	291,100	338,600	378,600	395,900	423,200
75	231,500	291,600	339,200	379,300	396,600	423,900
76	232,200	292,100	339,800	380,000	397,300	424,600
77	233,000	292,500	340,200	380,500	397,800	425,100
78	233,800	292,900	340,700	381,100	398,500	
79	234,600	293,300	341,200	381,700	399,200	
80	235,400	293,700	341,700	382,300	399,900	
81	236,100	294,000	342,200	383,000	400,400	
82	236,800	294,400	342,700	383,600	401,100	
83	237,500	294,800	343,200	384,200	401,800	
84	238,200	295,200	343,700	384,800	402,500	
85	239,000	295,500	344,200	385,500	403,000	
86	239,700	295,900	344,700	386,100		
87	240,400	296,300	345,200	386,700		

88	241,100	296,700	345,700	387,300		
89	241,900	297,000	346,100	388,000		
90	242,400	297,400	346,600	388,600		
91	242,900	297,800	347,100	389,200		
92	243,400	298,200	347,600	389,800		
93	243,700	298,400	347,900	390,500		
94		298,800	348,400			
95		299,200	348,900			
96		299,600	349,400			
97		299,800	349,700			
98		300,200	350,200			
99		300,600	350,700			
100		301,000	351,200			
101		301,200	351,500			
102		301,600	351,900			
103		302,000	352,300			
104		302,400	352,700			
105		302,600	353,200			
106		303,000	353,600			
107		303,400	354,000			
108		303,800	354,400			

	109		304,000	354,900				
	110		304,400	355,300				
	111		304,800	355,700				
	112		305,200	356,100				
	113		305,400	356,600				
	114		305,800					
	115		306,200					
	116		306,600					
	117		306,800					
	118		307,100					
	119		307,400					
	120		307,700					
	121		308,100					
	122		308,400					
	123		308,700					
	124		309,000					
	125		309,400					
再 任 用		186,500	214,200	258,600	278,900	294,500	320,600	363,600

職 員								
--------	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第2(第3条関係)

病院企業技能労務職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
	2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
	3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
	4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
	5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
	6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
	7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
	8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
	9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
	10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
	11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
	12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600

13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,500
22	143,100	200,000	225,400	273,100	316,000
23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,500
24	145,500	202,400	228,600	275,300	319,000
25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,600
26	148,200	204,900	231,800	277,500	322,100
27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,600
28	151,200	207,500	234,800	279,700	325,100
29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,700
30	154,100	210,100	237,600	281,900	328,000
31	155,600	211,400	239,000	283,000	329,300
32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,500
33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,800

34	160,400	215,000	243,100	286,100	333,100
35	162,200	216,300	244,500	287,200	334,400
36	164,000	217,700	245,900	288,300	335,700
37	165,800	218,800	247,200	289,200	337,000
38	167,500	220,100	248,600	290,200	338,300
39	169,200	221,400	250,000	291,200	339,600
40	170,900	222,700	251,400	292,200	340,900
41	172,500	223,800	252,600	293,100	342,100
42	173,900	225,000	253,900	294,100	343,300
43	175,300	226,200	255,200	295,100	344,500
44	176,700	227,400	256,500	296,100	345,700
45	178,200	228,600	257,600	296,900	346,800
46	179,600	229,800	258,800	297,800	347,900
47	181,000	231,000	260,000	298,700	349,000
48	182,400	232,200	261,200	299,600	350,100
49	183,700	233,400	262,500	300,500	351,300
50	184,900	234,600	263,700	301,400	352,300
51	186,100	235,800	264,900	302,300	353,300
52	187,300	237,000	266,000	303,200	354,300
53	188,400	238,200	267,100	304,000	355,300
54	189,500	239,200	268,300	304,800	356,200

55	190,600	240,200	269,500	305,600	357,100
56	191,700	241,200	270,700	306,400	358,000
57	192,800	242,300	271,700	307,200	358,900
58	193,900	243,300	272,800	308,000	359,800
59	195,000	244,300	273,900	308,800	360,700
60	196,100	245,300	275,000	309,600	361,600
61	197,200	246,300	276,100	310,200	362,500
62	198,100	247,200	277,200	310,900	363,400
63	199,000	248,100	278,300	311,600	364,300
64	199,900	249,000	279,400	312,300	365,200
65	200,600	250,000	280,500	313,000	365,800
66	201,400	250,800	281,400	313,600	366,400
67	202,200	251,600	282,300	314,200	367,000
68	203,000	252,400	283,200	314,800	367,600
69	203,600	253,200	284,100	315,500	368,100
70	204,200	253,800	284,900	316,000	
71	204,700	254,400	285,700	316,500	
72	205,300	255,000	286,500	317,000	
73	205,900	255,500	287,400	317,300	
74	206,600	256,000	288,200	317,800	
75	207,300	256,500	289,000	318,300	

76	208,100	257,000	289,800	318,800
77	208,500	257,600	290,600	319,100
78	209,200	258,100	291,200	319,500
79	209,900	258,600	291,800	319,900
80	210,600	259,100	292,400	320,300
81	211,300	259,500	292,900	320,800
82	212,000	259,800	293,500	321,200
83	212,700	260,100	294,100	321,600
84	213,400	260,400	294,700	322,000
85	214,100	260,800	295,200	322,400
86	214,800	261,200	295,800	322,800
87	215,500	261,600	296,400	323,200
88	216,200	262,000	297,000	323,600
89	216,800	262,200	297,400	323,900
90	217,400	262,600	297,900	324,300
91	218,000	263,000	298,400	324,700
92	218,600	263,400	298,900	325,100
93	219,100	263,800	299,400	325,400
94	219,600	264,200	299,900	325,800
95	220,100	264,600	300,400	326,200
96	220,600	265,000	300,900	326,600

97	221,200	265,200	301,300	326,900
98	221,700	265,500	301,800	327,300
99	222,200	265,700	302,300	327,700
100	222,700	266,000	302,800	328,100
101	223,300	266,400	303,200	328,400
102	223,900	266,700	303,600	
103	224,500	267,000	304,000	
104	225,100	267,300	304,400	
105	225,500	267,600	304,800	
106	226,000	267,900	305,200	
107	226,500	268,200	305,600	
108	227,000	268,500	306,000	
109	227,400	268,800	306,400	
110	227,900	269,100	306,800	
111	228,400	269,400	307,200	
112	228,900	269,700	307,600	
113	229,400	270,000	307,900	
114	229,900	270,300	308,300	
115	230,400	270,600	308,700	
116	230,900	270,900	309,100	

117	231,300	271,200	309,400	
118	231,700	271,500	309,800	
119	232,100	271,800	310,200	
120	232,500	272,100	310,600	
121	232,900	272,300	310,900	
122		272,600	311,300	
123		272,900	311,700	
124		273,200	312,100	
125		273,300	312,300	
126		273,600	312,700	
127		273,900	313,100	
128		274,200	313,500	
129		274,300	313,700	
130		274,600	314,100	
131		274,900	314,500	
132		275,200	314,900	
133		275,300	315,100	
134		275,600		
135		275,900		
136		276,200		
137		276,300		

再 任 用 職 員		192,400	203,800	226,000	247,300	279,200
-----------------------	--	---------	---------	---------	---------	---------

附 則

この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

伊勢市告示第 78 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、古市連合自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 21 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 野 村 隆

伊勢市古市町 158 番地 7

変更後 西 山 裕 司

伊勢市古市町 216 番地 1

伊勢市教育委員会告示第 15 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 21 年 12 月 16 日

伊勢市教育委員会
委員長 岡本 國孝

記

- 1 日 時 平成 21 年 12 月 23 日（水）午後 2 時 00 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2 階 第 1・2 会議室
- 3 会議に付する事件
 - 発議第 3 号 委員長選挙について
 - 発議第 4 号 委員長職務代理者の指定について
 - 発議第 5 号 委員長の任命について

* 発議第 3 号～第 5 号は人事に関する事件につき、非公開になると見込まれます。

伊勢市教育委員会告示第 16 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、尾崎罌堂記念館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 59 号）第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 21 年 12 月 28 日

伊勢市教育委員会
委員長 岡本 國孝

記

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	尾崎罌堂記念館
位置	伊勢市川端町 97 番地 2
団体名	特定非営利活動法人 罌堂香風
団体所在地	伊勢市小俣町元町 1718 番地
代表者	理事長 田浦雅徳

2 指定の期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

伊勢市選管告示第 98 号

平成 21 年 12 月 22 日開催の委員会において、地方自治法第 187 条第 1 項の規定により、伊勢市選挙管理委員会委員長に下記の者を選挙しました。

平成 21 年 12 月 22 日

伊勢市選挙管理委員会

記

省略

鈴木市郎

伊勢市選管告示第 99 号

地方自治法第 187 条第 3 項の規定により、伊勢市選挙管理委員会委員長職務代理者に下記の者を指定したので、伊勢市選挙管理委員会規程第 3 条第 2 項の規定により告示します。

平成 21 年 12 月 22 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木 市郎

記

省略

森本 保治

伊勢市上下水道事業告示第 52 号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 177 号) 第 5 条の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の平成 22 年度賦課対象区域を定めたので告示します。

平成 21 年 12 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成 22 年度賦課対象区域

岡本 1 丁目、岡本 2 丁目、河崎 1 丁目、船江 4 丁目、本町、宮後 1 丁目、宮後 2 丁目、宮後 3 丁目、一之木 1 丁目、一之木 2 丁目、一之木 3 丁目、一之木 5 丁目、一志町、八日市場町、大世古 1 丁目、大世古 2 丁目、曾祢 1 丁目、曾祢 2 丁目、宮町 2 丁目及び竹ヶ鼻町の各一部

伊勢市公告第 107 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 21 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 108 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 21 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 109 号

伊勢市次世代育成支援行動計画（後期）を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市次世代育成支援行動計画（後期）（案）を公表します。

なお、伊勢市次世代育成支援行動計画（後期）（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 21 年 12 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

伊勢市次世代育成支援行動計画＜後期＞（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市健康福祉部こども課
- (2) 伊勢市総務部総務課
- (3) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (4) 二見総合支所福祉健康課
- (5) 小俣総合支所福祉健康課
- (6) 御園総合支所福祉健康課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 宮本支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市社会福祉協議会 本所
- (17) 伊勢市社会福祉協議会 伊勢支所
- (18) 伊勢市社会福祉協議会 二見支所
- (19) 伊勢市社会福祉協議会 小俣支所
- (20) 伊勢市立伊勢図書館
- (21) 伊勢市立小俣図書館
- (22) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (23) 伊勢市二見生涯学習センター
- (24) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 平成 21 年 12 月 25 日（金）

至 平成 22 年 1 月 20 日（水）

4 意見の提出

- (1) 意見を提出することができるもの
 - ・ 市内に住所を有する者
 - ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
 - ・ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - ・ 市内に存する学校に在学する者
 - ・ 本市に対して納税義務を有するもの
 - ・ 前各号に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害

関係を有するもの

(2) 意見の提出方法

住所、氏名を明記の上、「伊勢市次世代育成支援行動計画(後期)(案)」に対する意見として、伊勢市健康福祉部こども課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市健康福祉部こども課 伊勢市役所東庁舎 2階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 こども課

ファクシミリ 0596-21-5555

電子メール kodomo@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成22年1月20日(水)午後5時必着

(4) 問い合わせ先

伊勢市健康福祉部こども課 電話 0596-21-5561

伊勢市公告第 110 号

伊勢市ごみ処理基本計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市ごみ処理基本計画（案）を公表します。

なお、伊勢市ごみ処理基本計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 21 年 12 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

伊勢市ごみ処理基本計画（案）

次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市環境生活部環境課
- (2) 伊勢市総務部総務課
- (3) 市庁舎本館 1 階市民ホール
- (4) 二見総合支所生活環境課
- (5) 小俣総合支所生活環境課
- (6) 御園総合支所生活環境課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 宮本支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 平成 21 年 12 月 25 日（金）

至 平成 22 年 1 月 20 日（水）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができるもの

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
- ・ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
- ・ 市内に在する学校に在学する者
- ・ 本市に対して納税義務を有するもの
- ・ 前各号に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、伊勢市環境生活部環境課へ持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市環境生活部環境課 伊勢市役所東庁舎 2階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市役所 環境課

ファクシミリ 0596-21-5522

[電子メール kankyo@city.ise.mie.jp](mailto:kankyo@city.ise.mie.jp)

(3) 意見の提出期限

平成22年1月20日(水)午後5時必着

(4) 問い合わせ先

伊勢市環境生活部環境課 電話 0596-21-5540

伊勢市公告第 111 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 21 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。